

岐阜県公報

第 三 百 五 十 七 号
令 和 四 年 十 二 月 十 六 日
(金曜日)

目 次

議 会 規 則

○岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則

(議会総務課) 四九三^{ページ}

告 示

○保安林の解除をしようとする旨の通知

(森林保全課) 四九三

○保安林に指定する予定である旨の通知

(同) 四九四

○道路の区域変更

(道路維持課) 四九五

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 四九六

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消

(選挙管理委員会) 四九七

公 示

○落札者等に関する公示

(税 務 課) 四九七

○落札者等に関する公示

(技術検査課) 四九七

○開発行為の工事の完了

(建築指導課) 四九八

○落札者等に関する公示

(郡上土木事務所) 四九九

○落札者等に関する公示

(下呂土木事務所) 四九九

雑 報

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課) 四九九

議 会 規 則

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

岐阜県議会議長 平 岩 正 光

岐阜県議会規則第一号

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県議会傍聴規則(昭和五十九年岐阜県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百六十四人」を「百九十二人」に、「二人」を「十人」に、「二十七人」を「二十人」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市莊川町三尾河字スゲ畑四五〇の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

飛騨市宮川町巢之内字さがり三二三の一六から三二三の二一まで・三二三の二三から三二三の二五まで（以上九筆国有林）、三二三の三から三二三の五まで、三二三の一三から三二三の一五まで、三三四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字三輪字井ノ洞九六八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字井ノ洞九六八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字下モ和田六〇九六、六〇九九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ和田六〇九六・六〇九九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字大桑字栢野三二七七の一（次の図に示す部分に限る。）、三二六六

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

山県市椿字瀬戸洞三九一の二、三九一の三、三九二

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		平安八線		同 郡 同 町 同 字 同 地		後		前		後		前	
		安八郡輪之内町楡俣字郷蔵下一二五番二地先から		同 郡 同 町 同 字 同 地		一四・〇〇 三・四		一三・四〇 二九・九		二六・九七 二六・九七			

岐阜県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
一般国道		号四百十八		同 郡 同 町 同 字 同 地		後		前		後		前	
		加茂郡八百津町潮見字北道渡二二六番八地先から		同 郡 同 町 同 字 同 地		四六・九〇 五・六		四六・九〇 五・六		八・四 八・四			

岐阜県告示第四百四十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
小児科	馬場 礼三	すみれ在宅クリニック	多治見市脇之島町七丁目二五番地の七 令和 四・二・二六
消化器内科	高橋 裕司	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち一丁目一番地 同
循環器内科	山浦 誠	同	同
内 科	林 祐一	日本赤十字社高山赤十字病院	高山市天満町三丁目一番地 同
呼吸器内科	安藤 英治	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一 同
眼 科	小椋俊太郎	特定医療法人博愛会博愛会病院	不破郡垂井町二二〇番地の四二 同
内 科	坪内 俊之	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五丁目一番地 同
整形外科	加藤 大策	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五丁目一六一番地 同
小児科	伊藤 美春	大垣市民病院	大垣市南瀬町四丁目八六番地 同
眼 科	恩田 将宏	同	同
内 科	宮崎 渚	医療法人馨仁会藤掛病院	可児市広見八七六番地 同
呼吸器内科	栗木 未来	公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四丁目六番地二 同

内 科	垂水 香理	医療法人馨仁会 藤掛病院	可児市広見八七六番地	同
同	諏訪 哲也	社会医療法人蘇 西厚生会松波総 合病院	羽島郡笠松町田代一八 五―一	同
脳神経外科	木下 喬公	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五 ―一	同
内 科	垣内 大蔵	岐阜県厚生農業 協同組合連合会 飛騨医療センタ 「久美愛厚生病 院」	高山市中切町一番地一	同
同	村瀬 賢治	医療法人むらせ ファミリークリ ニック	揖斐郡池田町池野三〇 〇―一	同
外 科	逢坂 由昭	おおさかクリニ ック	高山市昭和町一丁目三 二五	同

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しにつ
いて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
中津川市	アートピア知交芸プラザホー ル	中津川市付知町4956番地52

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 特定役務の名称及び数量 令和 4 年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式
 - 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成7年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号該当
 - 契約の相手方を決定した日 令和 4 年10月20日
 - 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋
 - 契約金額 52,910,000円
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
- 令和四年十二月十六日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県施設台帳管理システム開発及び運用管理業務
一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和 4 年10月19日 4 落札者を決定した日 令和 4 年11月28日 5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市西区豊本町二丁目 4 番 8 号 株式会社ヤマイチテクノ 代表取締役 山脇 雅則 6 落札金額 107,690,000円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県土整備部技術政策課建設情報係			(2) 所 在 地 岐阜市蔵田南二丁目1番1号 ○開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 令和四年十二月十六日 岐阜県知事 古 田 肇		
開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名			
岐阜県指令岐西建築第二五 五号の五 令和 四・七・二一	瑞穂市本田字平塚一三一九番一、一三二〇番一及び一三二九 番三の一部	岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美			
岐阜県指令岐西建築第二五 六号の二 令和 四・六・二 岐阜県指令岐西建築 第一六六号の一四 令和 四・八・三〇	羽島郡岐南町伏屋一丁目一六二番から一六四番まで	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦			
岐阜県指令中建築第六三号 の二 平成三〇・一一・二七 岐阜県指令中建築第 八八号の八 令和 四・二・二八	【第二工区】 美濃加茂市牧野字下屋八五五番外五四筆、加茂郡八百津町上 牧野字東中国六九九番一の一部外二七筆及び美濃加茂市所管 法定外公共物（道路）	愛知県一宮市起字用水添五六番地 明起興業株式会社 代表取締役 野々部 嘉 樹			
岐阜県指令中建築第六二号 令和 四・七・八	美濃加茂市新池町一丁目二七番一、二八番一、二九番から三 二番まで	岐阜県羽島郡岐南町八剣四丁目一番地 岐阜トヨペットホールディングス株式会社 代表取締役 加 藤 茂 樹			
岐阜県指令東建築第九五号 の四 令和 三・四・三〇	恵那市武並町竹折字森前一二〇五番一の一部、一二〇五番四 一二〇五番五、一二〇五番七、一二〇八番一及び一二〇九番 六	岐阜県恵那市大井町二六九五番七二七 株式会社デジタ 代表取締役 CEO 藤 下 和 也			

〔岐阜県指令東建築第
一一五号の三
令和四・八・二四〕

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び購入予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム）計1,297,500kg
 - (1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,171,000kg
 - (2) 郡上市において調達するもの 126,500kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年9月30日
- 4 落札者を決定した日 令和4年11月9日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町5番地
株式会社ケミック
取締役社長 林 正啓
- 6 落札金額 72,789,750円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関すること。
ア 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所総務課管理調整係
イ 所 在 地 郡上市八幡町初音1727番地2
(2) 郡上市との契約手続に関すること。
ア 部局の名称 郡上市総務部契約管財課
イ 所 在 地 郡上市八幡町島谷228

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び数量 除雪ドーザ（18t級） 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年1月28日
- 4 落札者を決定した日 令和4年2月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市昭和町三丁目138番地の1
新田自動車株式会社
代表取締役 新田 泰昭
- 6 落札金額 21,725,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県下呂土木事務所総務課管理調整係
(2) 所 在 地 下呂市萩原町羽根2605—1

岐阜県

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和三年度決算の要旨を公告する。

令和四年十二月十六日

岐阜県市町村職員共済組合
理事長 松 井

聡

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経 理 区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	退職等年金預託金管理
収					
負担金	7,026,072	18,754,133	977,654	139,586	
掛金・組合員保険料	7,087,631	11,898,472	977,633		
施設収入・商品売上					
組合員貸付金利息					
連合会交付金					
育児・介護休業手当金交付金	655,941				
利息及び配当金	750				8,333
償還差益					
その他収入	447,815				
他経理から繰入金					
前年度繰越支払準備金	880,405				
計	16,098,614	30,652,605	1,955,287	139,586	8,333
入 支					
給付金	6,578,169				
役職員給与					
旅費・事務費					
厚生費					
商品仕入					
飲食材料費					
委託費					
支払利息					8,333
負担金・掛金・組合員保険料払込金		30,652,605	1,955,287	139,586	
事務費負担金払込金					
特定健康診査等費					
前期高齢者納付金	3,806,296				
後期高齢者支援金	2,949,881				
退職者給付拠出金	93				
介護納付金	1,575,629				
連合会払込金	174,124				
連合会拠出金	651,784				
その他支出	7,228				
他経理へ繰入金	48,969				
次年度繰越支払準備金	987,038				
計	16,779,211	30,652,605	1,955,287	139,586	8,333
出					
差引当期利益金又は当期損失金	△ 680,597				0

貸借対照表の要旨

資	流動資産	2,702,692	1,839,956	123,382	847	54,081
産	固定資産					806,530
	資産合計	2,702,692	1,839,956	123,382	847	860,611
負	流動負債	11,807	1,839,956	123,382	847	
債	固定負債	987,038				860,611
	負債合計	998,845	1,839,956	123,382	847	860,611
純	資本剰余金					
資	利益剰余金	1,703,847				
産	純資産合計	1,703,847				0
	負債・純資産合計	2,702,692	1,839,956	123,382	847	860,611

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経 理 区 分	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収					
負担金	259,489	202,768			

入	掛金		199,484				
	施設収入・商品売上			54,969			
	組合員貸付金利息					22,451	
	連合会交付金	104,859				169	
	育児・介護休業手当金交付金						
	利息及び配当金	2,121	61	556	740,351		
	償還差益				1,420		
	その他収入	12	10,773	16,246			
	他経理から繰入金	48,969		10,000			
	他経理より相互繰入金			40,000			
	前年度繰越支払準備金						
	計	415,450	413,086	121,771	741,771	22,620	
支	給付金						
	役職員給与	157,515	8,518	20,031	7,725	12,129	
	旅費・事務費	24,658	1,125	568	2,396	1,888	
	厚生費	218	339,812	106	7	14	
	商品仕入			2,384			
	飲食材料費			10,406			
	委託費	10,327	637		396	198	
	支払利息				611,835	8,332	
	負担金・掛金・組合員保険料払込金						
	事務費負担金払込金	115,277					
	特定健康診査等費		40,271				
	前期高齢者納付金						
	後期高齢者支援金						
	退職者給付拠出金						
	介護納付金						
	連合会払込金						
	連合会拠出金						
	その他支出	74,496	16,521	78,180	4,329	5,905	
	他経理へ繰入金		10,000				
	他経理へ相互繰入金					40,000	
	次年度繰越支払準備金						
	出	計	382,491	416,884	111,675	626,688	68,466
		差引当期利益金又は当期損失金	32,959	△ 3,798	10,096	115,083	△ 45,846

貸借対照表の要旨

資	流動資產	706,539	252,782	216,823	2,645,211	214,310
	固定資產			184,000	78,232,131	1,703,132
產	資產合計	706,539	252,782	400,823	80,877,342	1,917,442
負	流動負債	16,512	34,496	5,697	76,565,459	1,577
	固定負債	203,392	11,354	9,441	14,163	841,639
債	負債合計	219,904	45,850	15,138	76,579,622	843,216
純	資本剩餘金			342,984		
資	利益剩餘金	486,635	206,932	42,701	4,297,720	1,074,226
產	純資產合計	486,635	206,932	385,685	4,297,720	1,074,226
	負債・純資產合計	706,539	252,782	400,823	80,877,342	1,917,442